

## (1) 景観形成基準

建築物や工作物等の位置、高さ、形態、意匠（デザイン）、色彩、外構、緑化など、行為の内容について、望まれるあり方や守るべきこと、配慮すべきことを定めています。また、色彩については、マンセル値による定量的な基準を定めています。

### ■一般地区（市全域）の景観形成基準

行為	事項	景観形成基準																																						
建築物の建築等	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>山並みや景観資源への眺望を損なわないように壁面線の後退や高さを抑えることに努める。</li> <li>壁面線や高さを揃えることで街並みの魅力向上に努める。</li> </ul>																																						
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とする。</li> <li>外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。</li> </ul>																																						
	外観  色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩・材料とし、下表の色彩基準（マンセル値）に基づくものとする。</li> <li>落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、Y R・Yの高明度低彩度色を推奨する。</li> <li>使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果（コントラスト）の大きい色彩の組合せは避けるように努める。</li> <li>アクセント色は、中低層部に、限定的に使用するよう努める。</li> </ul> <p>※ 着色していない自然石・木材・レンガ・土壁・コンクリート（顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮すること）・ガラス等の材料本来が持つ色彩によって仕上げられている部分は、この限りでない。</p> <p>※ 都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域においては、建築行為等の規模や周辺への影響に応じて、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いたうえで、支障がないと認められた場合に限り、色彩基準を適用しないことができる。</p> <p><b>【外壁の色彩基準】※51ページ、52ページのマンセル表色系を参照</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">まちなか景観ゾーン※<sup>1</sup></th> <th colspan="3">その他の景観ゾーン※<sup>2</sup></th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>5 R～ 10 Y R</td> <td>—</td> <td>6以下</td> <td>5 R～ 10 Y R</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>Y</td> <td>—</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>2以下</td> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>アクセント色</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>6以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「都市計画用途地域内」とする。            ※2 「都市計画用途地域外」並びに「都市計画区域外」とする。但し、幹線道路沿道など、まちなか景観ゾーンと同等と認められる場合は、まちなか景観ゾーンの基準を適用できる。</p> <p><b>【屋根の色彩基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は、周辺の景観と調和した色彩とし、無彩色又は低明度低彩度色を推奨する。</li> </ul>		まちなか景観ゾーン※ <sup>1</sup>			その他の景観ゾーン※ <sup>2</sup>			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	基調色	5 R～ 10 Y R	—	6以下	5 R～ 10 Y R	—	4以下	Y	—	4以下	Y	—	3以下	上記以外	—	2以下	上記以外	—	1以下	アクセント色	全色相	—	—	全色相	—
	まちなか景観ゾーン※ <sup>1</sup>			その他の景観ゾーン※ <sup>2</sup>																																				
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																		
基調色	5 R～ 10 Y R	—	6以下	5 R～ 10 Y R	—	4以下																																		
	Y	—	4以下	Y	—	3以下																																		
	上記以外	—	2以下	上記以外	—	1以下																																		
アクセント色	全色相	—	—	全色相	—	6以下																																		

行 為	事 項		景観形成基準
建築物の建築等	外構・敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、樹木や草花等により極力緑化に努める。</li> <li>既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。</li> <li>建築設備は、道路から目立つ場所には極力設置せず、やむを得ず設置する場合は、道路から見えないように覆い等で隠すか、建築物本体の色彩基準に基づき修景する。</li> <li>日よけ TENT を設置する場合は、まちなみや建築物本体と調和するように色彩やデザインに配慮する。</li> <li>塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより、周辺景観との調和やまちなみの連続性に配慮するとともに、景観の向上に資するように努める。</li> </ul>
	柵・塀	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>山並みや景観資源への眺望を損なわないように壁面線の後退や高さを抑えることに努める。</li> <li>周囲の柵・塀との調和や連続性に配慮することで街並みの魅力向上に努める。</li> </ul>
形態・意匠		<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とする。</li> <li>長大な壁面は、形態の工夫等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。</li> </ul>	
色彩・材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>色彩は、出来る限り無彩色又は低彩度色を使用し、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>材料は、出来る限り自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>	
緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。</li> </ul>	
工作物の建設等	太陽光発電施設	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。</li> <li>設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。</li> <li>太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けるように配慮する。</li> </ul>
		形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とするように努める。</li> </ul>
		色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩を使用するように努める。</li> <li>太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものをを使用するように努める。</li> </ul>
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内は極力緑化に努める。</li> <li>既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。</li> <li>太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないように努める。</li> </ul>
	その他の工作物	位置・高さ	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。
		形態・意匠	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。
		色彩・材料	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。

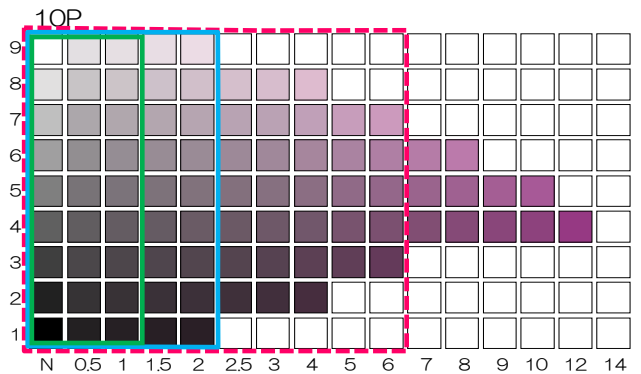
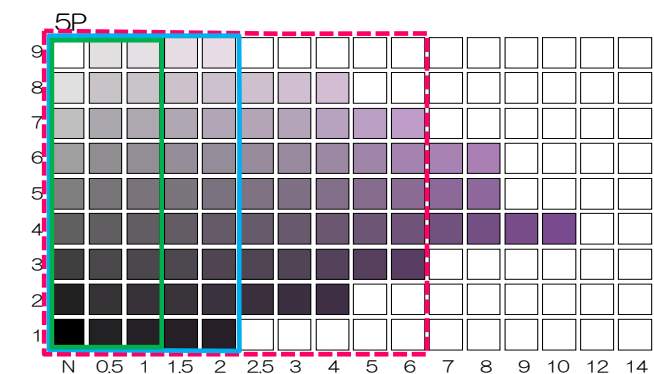
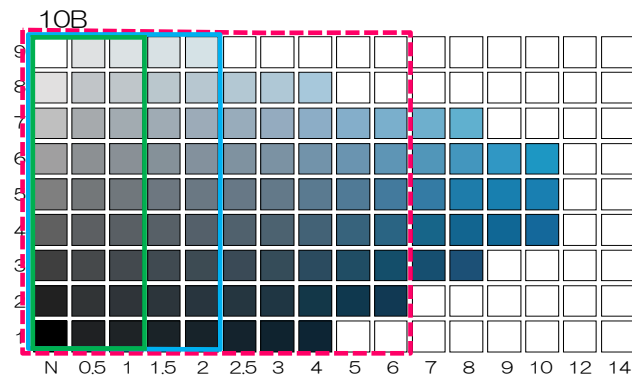
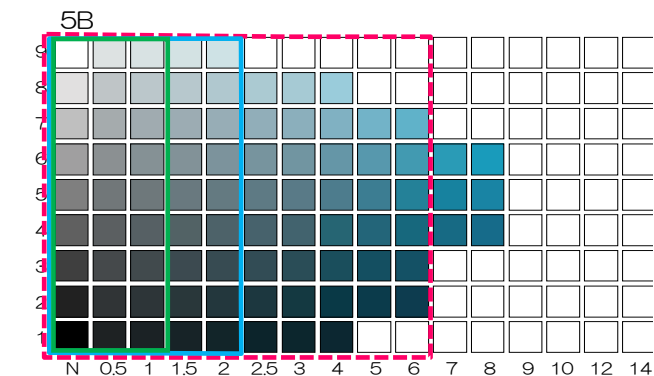
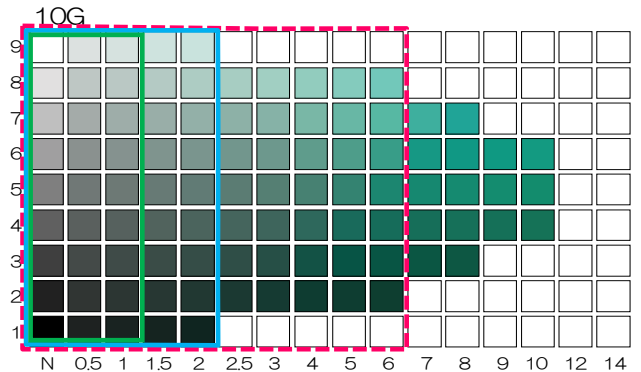
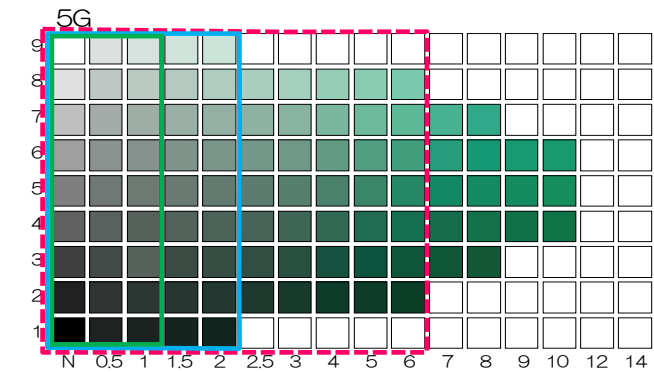
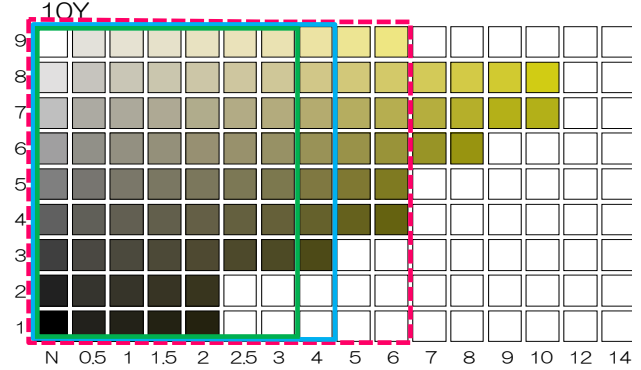
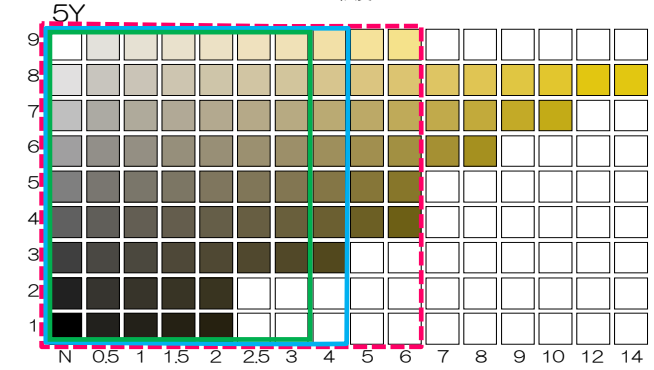
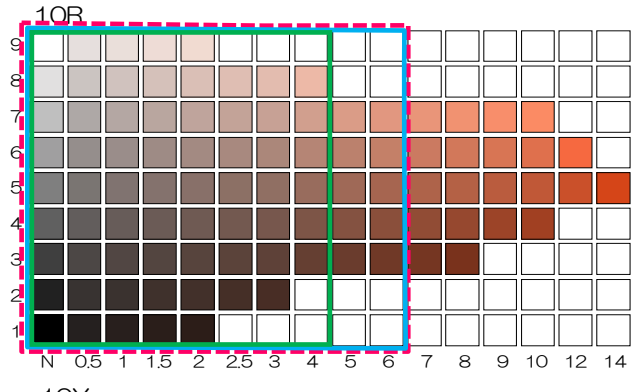
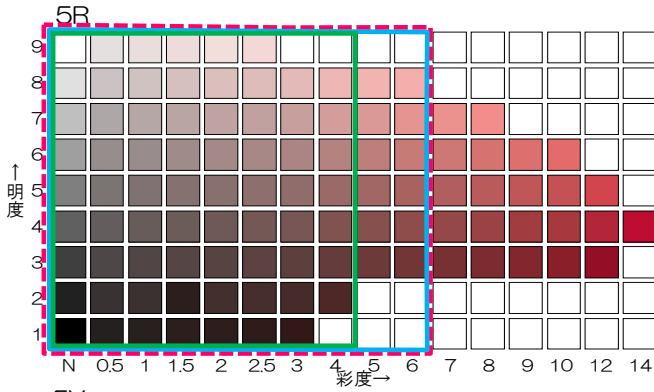
行為	事項	景観形成基準
	外構・敷地の緑化	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。</li> <li>● 形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とする。ただし、用水貯水池の補修などは除く。</li> </ul>
	法面又は擁壁の外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法面・擁壁は、出来る限り生じないように努める。</li> <li>● やむを得ず発生した法面・擁壁は、規模・形態・意匠・色彩などが周辺の景観と調和するよう配慮し、出来る限り緑化等による修景に努める。</li> </ul>
土石の採取又は 鉱物の掘採	遮へい及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。</li> </ul>
	法面又は擁壁の外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。</li> <li>● 掘採終了後、緑化しやすいよう、計画的な掘採を行うことに努める。</li> </ul>
	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるよう努める。ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りでない。</li> <li>● 伐採後は、植栽などによる修景に努める。</li> </ul>
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堆積物は、敷地境界から出来る限り後退させる。</li> <li>● 道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮へいや堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。</li> </ul>

※ 以下のような場合については、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いたうえで、景観形成基準を適用しないことができる。

- 寺社や歴史的建造物など、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- 公共あるいは公共性が高く、機能上、景観形成基準の適用が困難であるもの。

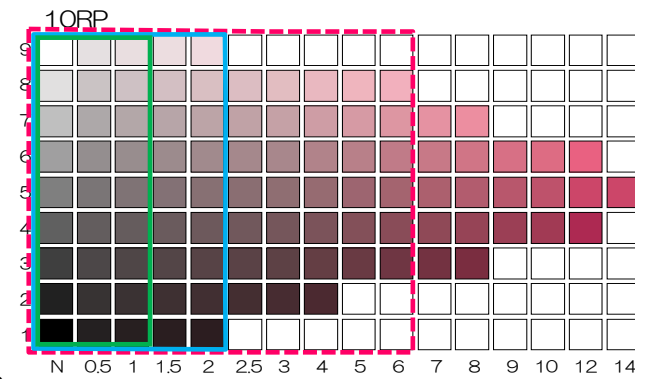
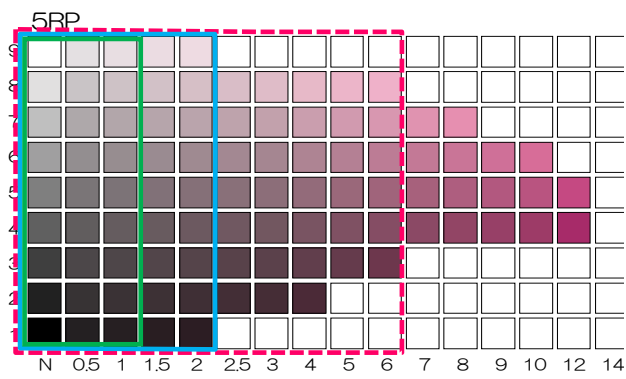
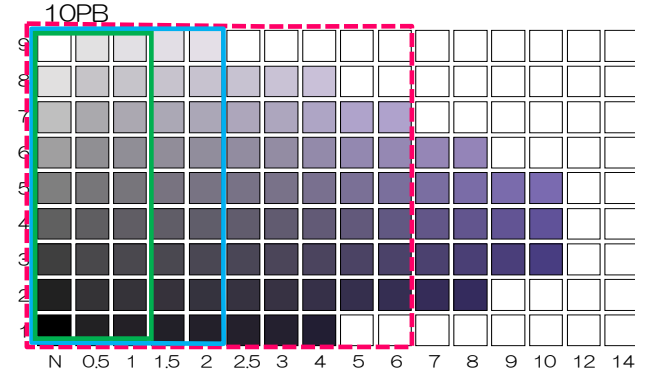
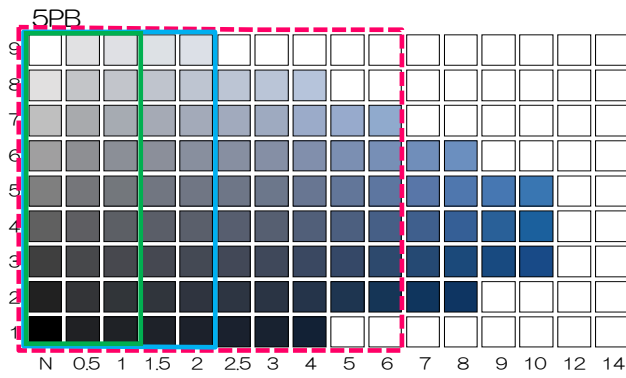
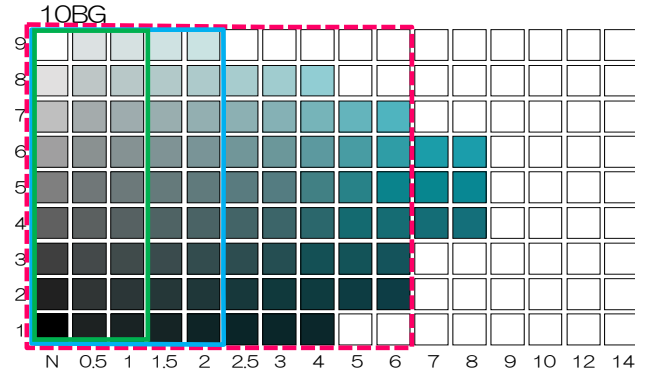
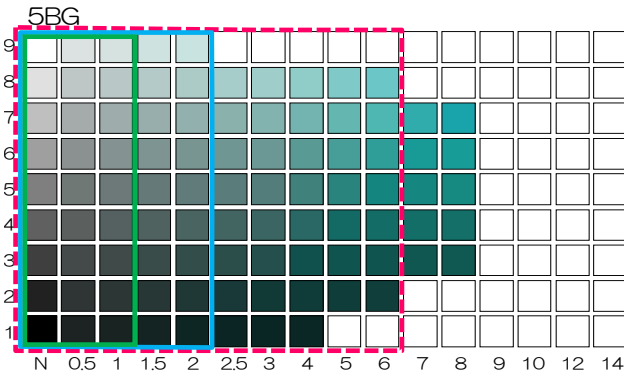
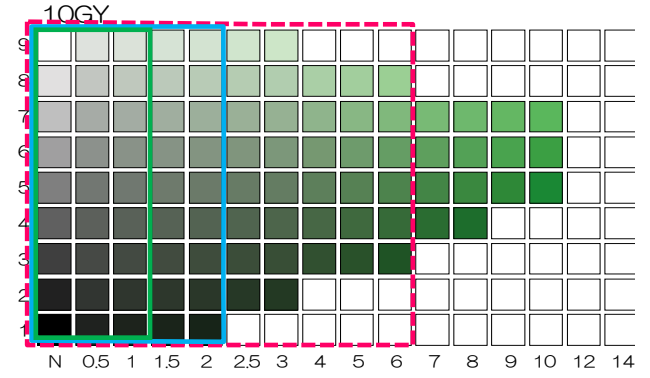
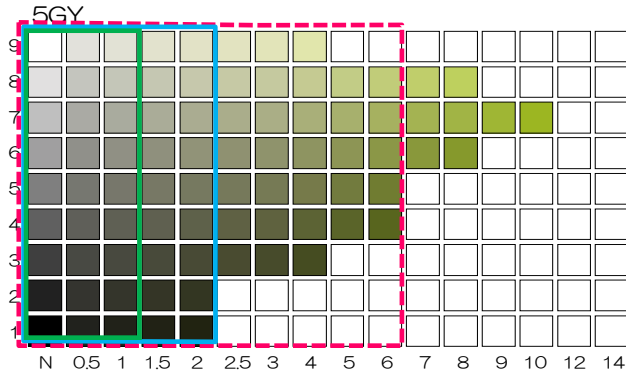
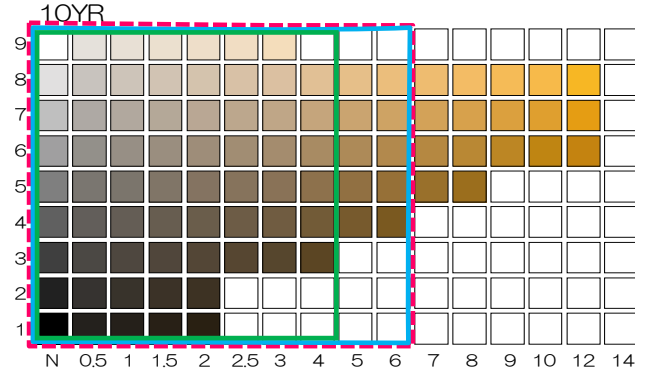
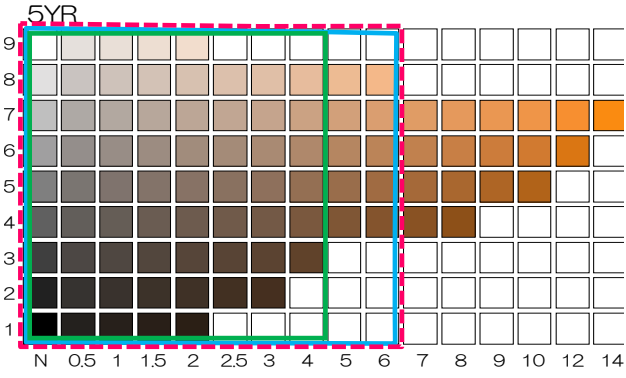
■外壁の色彩基準

- 凡 例
- : まちなか景観ゾーン、特定施設届出地区
  - : その他の景観ゾーン
  - : アクセント色 (その他の景観ゾーン)



■外壁の色彩基準

- 凡 例
- : まちなか景観ゾーン、特定施設届出地区
  - : その他の景観ゾーン
  - : アクセント色 (その他の景観ゾーン)



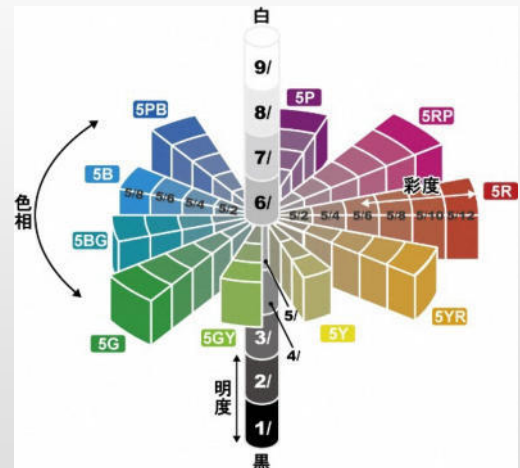
**【参考：「マンセル表色系」について】**

この計画では、日本工業規格（JIS）に定める色の表示方法である、「マンセル表色系」を基礎としたカラーシステムによって色彩を表しています。

「マンセル表色系」とは、ひとつの色を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組みあわせによって表現したものです。

なお、N（無彩色）とは、彩度が0の、白と黒との混合で得られる色（白と黒自体も含む）の総称を指します。

①色相	②明度	③彩度
基本は赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）と、中間の5色、黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる。	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる。	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。



▲色の3属性

**マンセル値の読み方**

5 R 4 / 1 2 (「5アール4の12」と読む)  
 ①色相 ②明度 ③彩度

▲マンセル表色系のイメージ

※ ここに表現されている色は、印刷によるものであり、正確なマンセル値でないため、実際の色は色票により確認して下さい。